

出産費用軽減へ新制度開始 産婦に一律5万円を支給

☎ ネウボラ推進課ネウボラ推進係
☎ 573-5652



出 産費用の負担軽減を図るため、産婦に対し、産児1人につき一律5万円を支給します。

【対象者】 伊達市に住所があり、令和4年4月1日以降に、妊娠22週0日以降の分娩をした産婦等

- 【受給要件】**
- ①産婦が妊娠22週0日以降、出産日を含め産後8週間以上伊達市住民であること
 - ②母子健康手帳の交付を受けていること
 - ③乳児の出生届（死産届を含む）が出されていること
 - ④世帯員の市税滞納がないこと など

【申請方法】 ネウボラ推進課または市ホームページから申請書入手し、必要事項をご記入の上、産後

8週間以内にネウボラ推進課へ申請してください。

【持ち物】 申請書、母子健康手帳、産婦名義の口座通帳など

チェック

Check!

申請書などの詳細は4月1日☎にホームページに掲載します。



スマホで市税や水道料金の納付が可能になります

☎ 収納課管理係 ☎ 575-1232
☎ 水道課総務経理係 ☎ 573-4138

4 月1日☎から、スマートフォンの決済アプリを利用して市税、および水道料金を納付することができるようになります。

【対象税目・公共料金】

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、水道料

【対応アプリ】

- ① PayPay（ペイペイ）※ PayPay 請求書払い
- ② LINE Pay（ラインペイ）※ LINE Pay 請求書支払い
- ③ PayB（ペイビー）
- ④ 支払秘書（シハラヒシヨ）

▼アプリのダウンロード方法

下記の二次元コードからダウンロードできます。お支払いの前に、利用登録などが必要です。登録方法は各アプリの説明に従ってください。

▼下記の納付書はスマホ収納ができません

- ①納期限が過ぎている
- ②汚れや破損によりバーコードが読み取れない
- ③バーコードが印字されていない
- ④金額を訂正した
- ⑤納付書一枚あたりの金額が30万円を超える

▼ご注意ください

- ①領収書は発行されません。
- ②継続検査（車検）などで領収書が必要な人は、スマホ収納を利用せず、納税通知書（納付書）を使用し窓口（市役所本庁舎（会計課）、各総合支所、取扱金融機関）で納付後、領収書を保管してください。
- ③納付後の取り消し、変更はできません。
- ④納付の際の手数料はかかりませんが、アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。
- ⑤スマホ決済したのち、金融機関で誤って再度支払うなどの二重払いにご注意ください。

高校生等の通学費補助が始まります

☎ 教育総務課総務企画係 ☎ 573-5852



高 校生などの通学定期券代について、保原地域などの市内中心部と比較して、公共交通手段が少なく、運賃が高い地域の格差解消を図ることを目的に、定期券購入費用の一部を補助します。

【補助要件】 定期券の使用開始期間が令和4年4月以降で、表の金額を超えた額を補助（上限あり）

定期券の種類	1カ月	3カ月	6カ月
右記の額を超えた額を補助	15,000円	43,000円	82,000円

※複数の定期券使用の場合は合算可能（開始期間が異なる場合は市の計算方法による）

※他の通学費支援を受けている場合は補助対象外

※公共交通機関発行の定期券で、生徒の住居の最寄り駅（バス停留所）から通学先の最寄り駅（バス停留所）の区間で最も合理的な経路を利用した場合に限る

※鉄道利用の場合は特急券を除く

※回数券は対象外

【対象者】 伊達市に住所を有し、高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校にバスおよび鉄道

の定期券を購入して通学する生徒の保護者

※高等専門学校は第1学年から第3学年までが対象
【申請方法】 使用期限が過ぎた定期券の写し、そのほか必要な書類を同一年度内（使用期限が3月の場合は4月末まで）に提出してください。

【提出書類】 ①伊達市高校生等通学費補助金交付申請書兼請求書 ②使用期限が過ぎた定期券の写し（定期券に金額の記載がない場合は、あわせて領収書等の写し） ③在学証明書または学生証の写し ④振込金融機関の通帳の写し（初回申請時、振込先変更時のみ）

チェック

Check!

詳細はこちら



PayPay



LINE Pay



PayB



支払秘書



▼納付の流れ ※利用方法はアプリごとに異なります。画面はイメージです。

①アプリ起動

②バーコード読み取り

③支払い

④支払い完了



対応アプリを立ち上げます。



払込書のバーコードを読み取ります。



金額を確認し、支払いボタンを押します。



支払い完了画面が出たら支払いは終了です。

新型コロナワクチン接種 5歳～11歳の接種

☎ 新型コロナウイルス対策課
ワクチン接種総務係 ☎ 572-6456

市 内での個別接種と、福島圏域広域連携が実施する集団接種により、5歳～11歳の市民へのワクチン接種を行っています。

国からのワクチン供給状況を踏まえ、年齢の高い人から順次接種券をご自宅に送付しています。接種を希望する人は、接種券が届き次第ご予約をお願いします。

【接種会場】

▼個別接種

桑名医院、池田皮膚科クリニック、石川小児科内科クリニック、大木内科医院、武田小児科、こばやし子ども・内科クリニック、阪内医院

▼集団接種

・NCV ふくしまアリーナ（福島市霞町4番45号）
※接種当日7歳以上の人が対象

チェック
Check! 
ネット予約も可能



◆12歳以上の未接種者へ

未 接種者で接種を希望する人の1回目、2回目の接種予約を受け付けています。

▼19歳以上の人

【接種会場】 北福島医療センター

▼18歳以下の人

【接種会場】

菊地整形外科、ミツバチいたみと眠りのクリニック

ご予約・お問い合わせ先

◆伊達市コロナワクチン接種予約・相談センター
☎ 0120-743-567

子宮頸がん予防ワクチン接種 小6から高1女子が対象

☎ 健康推進課健康管理係 ☎ 575-1116

子 宮頸がん予防ワクチン定期予防接種の個別勧奨が再開されました。

【対象者】 小学6年生から高校1年生相当の女子

【接種期限】 16歳となる日の属する年度の末日まで（高校1年生相当まで）

【接種回数】 3回

※全3回の接種完了まで約6か月かかります。

【接種場所】 県内の実施医療機関（要予約）

具体的な接種スケジュールは、接種医にご相談ください。県外で接種を希望する人は、事前に伊達市健康推進課へご相談ください。

【接種料金】 無料 ※接種年齢を過ぎると全額自己負担となります。（1回約1万6,000円程度）

【接種時の持ち物】 予診票、母子健康手帳、健康保険証 ※予診票は対象者に既に配布しています。お手元がない場合は健康推進課にご連絡ください。

子宮頸がん予防ワクチン接種・勧奨再開の経緯

平成25年4月から定期予防接種となりましたが、

チェック
Check! 
実施医療機関など
詳細はこちら



ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が報告され、同年6月14日より、積極的な勧奨は差し控えられていました。その後、ワクチンの有効性および安全性などについて持続的に議論が行われ、令和3年11月26日より、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種の個別勧奨が再開されました。

◆接種機会を逃した人の無料接種 4月以降に案内を送付

勧 奨 奨差し控えの時期に定期接種を逃した人も、無料で接種できる機会が設けられます（キャッチアップ接種）。対象者には、4月以降、個別にご案内を送付する予定です。

【対象者】 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性

【接種期間】 令和4年4月～令和7年3月